令和８年第２回定例会会議録（第７号）

令和８年６月２３日

○出席議員（２５名）

１番	塩手悠太	２番	石田強
３番	中村悟	４番	森裕二
５番	谷口和美	６番	重松康宏
７番	小野佳子	８番	日名子敦子
９番	美馬恭子	１０番	阿部真一
１１番	安部一郎	１２番	小野正明
１３番	森大輔	１４番	三重忠昭
１５番	森山義治	１６番	穴井宏二
１７番	加藤信康	１８番	吉冨英三郎
１９番	松川章三	２０番	市原隆生
２１番	黒木愛一郎	２２番	松川峰生
２３番	野口哲男	２４番	山本一成
２５番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	大野高之
市民福祉部長	阿南剛	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	河野幸夫	建設部長	山田栄治
市長公室長	山内弘美	防災局長	日置伸夫
教育部長	佐保博士	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財政課長	河野文彦

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾﨑美由紀	補佐兼議事係長	八戸　緑
主査	平石健太郎	主任	定宗隆一郎
主任	今留　蓮	主事	中島　新

○議事日程表（第７号）

令和８年６月２３日（火曜日）午前１０時開議

第　１　上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決

第　２　議第５９号　別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第６０号　別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

第　３　議第６１号　別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

第　４　議第６２号　別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議第６３号　別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

第　５　議第６４号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第６５号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第６６号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第６７号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第６８号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第６９号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第７０号　別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

第　６　報告第　３号　令和７年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について

報告第　４号　令和７年度別府市一般会計事故繰越し繰越計算書の提出について

報告第　５号　令和７年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について

報告第　６号　令和７年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出について

報告第　７号　令和７年度別府市競輪事業会計予算繰越計算書の提出について

報告第　８号　一般財団法人別府市綜合振興センターの経営状況説明書類の提出について

報告第　９号　一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
報告第１０号　一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームＢ－ｂｉｚ　ＬＩＮＫの経営状況説明書類の提出について
報告第１１号　市長専決処分について

第　７　議員提出議案第２号　すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書
議員提出議案第３号　２０２６年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書
議員提出議案第４号　義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
第　８　議員派遣の件

○本日の会議に付した事件
日程第１～日程第８（議事日程に同じ）

午前10時00分　開会

○議長（小野正明）　ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第７号により行います。

日程第１により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会副委員長・石田　強登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（石田　強）　委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る６月11日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案１件のうち、議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分についてであります。

市民課関係部分では、令和８年９月以降のマイナンバーカード電子証明書の更新手続の対象者の増加に対応するため、臨時窓口をトキハ別府店に開設する経費等を計上しているとの説明がありました。

委員から、臨時窓口の運営体制について質疑があり、当局から、派遣業務委託による職員のほか、市職員を常時配置するとの答弁がありました。

次に、生活環境課関係部分では、令和８年度歳出予算、ごみ収集に要する経費のじんかい車購入に関連する経費について、昨今の中東情勢の影響で、車両の生産に必要な石油由来の原材料が不足しており、年度内の車両完成が見込めなくなったことから、繰越明許費として計上しているとの説明がありました。

委員から、世界情勢を受けて購入費用が上がった場合について質疑があり、当局から、メーカー、販売店に確認しており金額は変動しない予定との答弁がありました。

次に、社会教育課関係部分では、別府市中央公民館、別府市市民会館に対する指定管理者の指定に伴い、その指定管理料として、令和８年度から令和13年度の間で２億500万円を債務負担行為限度額として計上しているとの説明がありました。

以上、予算議案、議第38号の採決につきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、５件の条例議案についてであります。

議第39号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてでは、マイナンバーを利用した予防接種事務のデジタル化を全国一律で展開できるよう準備するために、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、議第40号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでは、スポーツ推進委員の報酬額を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第43号別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正についてでは、大分県関係法令の一部が改正されたことに伴い、条例を一部改正するとの説明がありました。

委員からは、市立幼稚園教職員の勤務実態についてしっかり把握するようにとの要望があり、当局からは、国の意向に沿って別府市として調査したいとの答弁がありました。

次に、議第44号別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止についてでは、別府市立少年自然の家おじかを廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

続きまして、議第45号別府市介護保険条例の一部改正についてでは、介護保険法施行

令の一部改正に伴う令和８年度の介護保険料の特例的な減免に係る申請を不要とするため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上５件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案６件についてであります。

初めに、議第 47 号工事請負契約の締結についてでは、別府市総合体育館空気調和設備改修工事に係る契約を締結することに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされた後、るる質疑がありました。

まず、工事期間中の冷房代替設備の設置について委員から要望があり、当局から、状況に応じて対応したいとの答弁がありました。

また、委員から、世界情勢の影響による工期延長、費用増額の可能性についての質疑があり、当局から、現時点では納品の遅延や資材高騰による工期延長等はないと考えているが、状況によって迅速に対応したいとの答弁がありました。

さらに、他の委員から工事の対象は施設の全体か一部かとの問いがあり、当局から、全体の工事であるが、事務室等の部分空調については使用可能との答弁がありました。

次に、議第 48 号工事請負契約の締結についてでは、別府市立少年自然の家おじか解体工事に伴う工事請負契約を締結することに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、少年自然の家廃止に伴う施設解体後の土地活用方法について質疑があり、当局から、子どものために何か活用できないかとの考えで検討を始めるが、当該地が市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域であるため、活用方法については、令和８、９年度で慎重に検討したいとの答弁がありました。

次に、議第 53 号指定管理者の指定についてでは、別府市中央公民館及び別府市市民会館の管理を行わせる指定管理者を指定をしようとすることに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明の後、るる質疑がありました。

まず、委員から別府市中央公民館及び別府市市民会館の設置の目的は、社会教育法に基づく国民の学習機会の推奨・支援並びに市民の文化の向上及び福祉の増進であり、国及び地方自治体の責務により、環境を整備するものとなっていることから、市として、運営に関して、本来の目的を損なわないよう、十分配慮するとともに、監督責任を果たすこと、という意見があり、続いて、指定管理者として、別府市中央公民館、別府市市民会館の管理を行わせることについて、公民館の館長は誰がするのかとの問いがあり、当局からは、社会教育法に関わる部分は市の直営の予定であり、社会教育法に基づく公民館館長については市職員が担当し、公会堂の管理運営責任者は指定管理者になる予定との答弁がありました。

また、委員から、日本郵便の指定管理の実績がないことに対し質疑があり、当局から、日本郵便は指定管理の実績はないが､他の自治体では市の窓口業務などの受託実績があり、住民票の発行等のサービスなどで実績を生かしてもらいたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、社会教育事業のサービス水準の維持に対する要望や、舞台音響や照明等専門性が高い業務についても､利用者へ不便がないようにとの要望があり､当局から､利便性を維持、向上できるよう指定管理者と協議したいとの答弁がありました。

これら委員からの意見・要望を受け、本委員会として、別府市中央公民館及び別府市市民会館の指定管理については、その進捗に応じて本委員会に報告することを求めました。

次に、議第 54 号及び議第 55 号については、令和８年度当初予算として議決を受けていた予算について、国の交付金の内示に伴い、令和７年度予算へ組み替える必要が生じたた

め、専決処分を行ったとの説明がありました。

最後に、議第58号では、国の関係法令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、別府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明がありました。

以上、６件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会副委員長・中村　悟登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（中村　悟）　委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る６月11日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分についてであります。

政策企画課関係部分では、企業からの寄附の申出に伴い、企業版ふるさと納税による寄附金の追加額を歳入に計上するものとの説明がありました。

財政課関係部分では、歳入における別府市財政調整基金繰入金の追加額の5,409万円について、今回の一般会計補正予算（第２号）における財源不足分の調整のため、財政調整基金からの繰入金の追加を行うものとの説明があり、また、歳出における財政事務に要する経費の追加額の1,454万2,000円について、令和６年度に概算交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う精算のための国庫返納金を計上しているとの説明がありました。

自治連携課関係部分では、別府市において自治会が抱える課題について、様々な方が参画する自治会のあり方検討委員会の設置に伴う経費及びコミュニティー活動に直接必要な備品等や集会施設の整備に関する事業に対して助成される、コミュニティ助成金についての説明がありました。

委員より、自治会のあり方検討委員会について質疑があり、当局より、識者や若年層を委員とし、若い世代への加入促進や役員の作業負担の軽減について、デジタルを活用した取組を調査研究したい旨の答弁がありました。

最後に、防災危機管理課関係部分では、自主防災組織等活性化推進事業に係る経費について、体験型の防災訓練や訴求力のある著名人による防災講演を行うとの説明があり、また、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金について、市内の南地区の防災士会が今年度実施する防災訓練に必要な資機材購入のための補助であるとの説明がありました。

委員より、防災講演を実施する場所について質疑があり、当局より、避難所に指定されている学校などを想定しているとの答弁がありました。

以上の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、可決すべきものと決定した次第であります。

次に、３件の条例議案及び４件のその他議案の審査についてであります。

初めに、議第41号別府市税条例の一部改正についてでは、個人住民税については、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせた改正を行うこと、また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う

法改正に合わせた改正を行う等の説明があり、固定資産税では、令和８年度の地方税法の一部改正に伴い、免税点について見直しが行われた旨の説明がありました。

委員より、扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しにより、新たに対象となる方に対して十分周知するよう、意見がなされました。

次に、議第 42 号別府市税特別措置条例の一部改正についてでは、関係省庁の、省令の一部が改正され、課税免除の対象となる施設の期限を延長するとの説明がありました。

次に、議第 46 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和８年５月 27 日に公布・施行され、同年４月１日から遡及適用されることに伴い、別府市消防団員等公務災害補償条例における葬祭補償額を 33 万円に改正するものとの説明がありました。

次に、議第 49 号から議第 52 号までの動産の取得についてでは、消防団並びに消防本部の現有車両において、老朽化とともに、消防活動を安全・確実・迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき、各種消防自動車を買い入れようとするものとの説明がありました。

委員より、今回の車両の買入れ件数について質疑があり、当局より、日本消防検定協会により車種ごとに定められた消防自動車の使用期限の周期が重なったことによるものとの答弁がありました。

以上、３件の条例議案及び４件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、４件の市長専決処分についてであります。

議第 54 号及び議第 55 号の補正予算の市長専決処分について、令和８年度当初予算に計上し、議決を受けた国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和８年３月 31 日付交付決定の内示があり、令和７年度の予算措置が必要となったことで、関係経費を令和７年度予算に計上するとともに、令和８年度当初予算を減額したものとの説明がありました。

議第 56 号の市長専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月 31 日に公布され、４月１日から施行されたことに伴い、別府市税条例の一部を改正するもの、議第 57 号の市長専決処分については、地方税法の改正による条項移動に伴い、別府市都市計画税条例に所要の改正を行うものとの説明がありました。

以上、市長専決処分４件におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会委員長・阿部真一登壇）

○観光建設水道委員会委員長（阿部真一）　去る６月 11 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 38 号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分ほか２件について委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案、議第 38 号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分についてであります。

観光課関係では、旧平尾邸に要する経費について、観光振興寄付金の追加額として、旧平尾邸に対する寄附を受けようとするものであり、寄附者の意向を踏まえ、旧平尾邸に残された家具類等の修繕費､備品の購入費等に充てることとしているとの説明がありました。

また、観光客誘致・受入に要する経費についてでは、近年の夏季の猛暑に伴い、屋外移動を伴う観光や温泉利用に大きな影響を与え、観光消費額の減退が課題であることから、

特に夜間を中心に、打上げ花火等の誘客事業を実施するための経費を計上しているとの説明がありました。

複数の委員から、本事業の実施に至った背景や誘客戦略について質疑があり、当局より、観光事業者から日中の猛暑を懸念する声が寄せられていることなどを踏まえ、打上げ花火を契機として、観光客に夜の別府の街へ足を運んでもらうきっかけづくりとしたいとの答弁がありました。

さらに、他の委員から、打上げ花火の実施に当たり、青少年の見守りの観点から、地域等へ十分な情報提供を行うことや、事業の推進に当たっては委託事業者との連携を密に図るよう意見がありました。

次に、農林水産課関係では、昨今のサル等鳥獣被害の解決に向け、早急な対策を講じるための経費を計上しており、サルの出没地域図を用いて、生態や現状など詳細な説明がありました。

これに対し、委員から、地域で既にサル等鳥獣被害が発生している状況を踏まえ、迅速な対応を求める意見があり、当局からは、専門家による助言を受けながら、効果的な対策を講じていきたいとの説明がありました。

最後に、産業政策課関係では、本市が令和９年１月の運用開始に向けて進めている別府市公式スーパーアプリにおける先行リリースキャンペーンとして、デジタルクーポンを発行するための経費を計上しているとの説明がありました。

複数の委員から、本事業に関連し、別府市公式スーパーアプリはまだ本格運用しておらず、その概要や利便性について、高齢者、障がいのある方をはじめ、多くの市民にとって理解しづらいのではないか。また、他の委員からは、デジタルクーポンは、スマートフォンにアプリをインストールし、ユーザー登録した市民を対象としていることから、デジタルに不慣れな市民にサービスが行き届かないのではないか。さらに、県支出の物価高騰対策を目的とした補助金の観点から、今回のデジタルクーポン事業に活用することについて問題はないのかなど、多くの指摘がありました。

これに対して、当局から、デジタルに不慣れな市民を支援するためのデジタルクーポン特設サポートブースを設置する予定であるとの説明がありました。

また、県支出の補助金の使途について、別府市公式スーパーアプリの先行キャンペーンとしてのデジタルクーポン事業において活用することで、県の了承を得ているとの答弁がありました。

当局の説明を受け、委員から、これまで実施してきたプレミアム商品券事業を例に挙げ、デジタルに不慣れな市民や社会的支援を必要とする市民への配慮が十分とは言えず、恩恵を受けられる人と受けられない人の間に差が生じ、税負担に対する公平性が担保されないのではといった意見がありました。

このため、委員会を一旦休憩し、各委員の意見等の整理を行いました。その後、当委員会として、

１、別府市公式スーパーアプリ先行リリースキャンペーンの開始までに、別府市公式スーパーアプリを所管する情報政策課と十分に連携し、別府市公式スーパーアプリの概要等､市民が受けられるサービス･メリットについて分かりやすく周知･広報を行うこと。

２、デジタルクーポンの申込みや使用に際し、可能な限り早期にデジタルクーポン特設サポートブースを設置すること。

３、税の公平性を鑑み、別府市公式スーパーアプリユーザー登録、デジタルクーポンの申込みに際し、あらゆる市民を想定した支援策を慎重かつ十分に検討すること。

４、予算執行・事業実施に際し、高齢者、障がいのある方をはじめ、多くの市民に対し十分配慮すること。

以上を当局に対し強く要望し、最終的に、採決におきましては、議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）関係部分について、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案、議第54号及び議第55号の市長専決処分についてであります。

令和８年度当初予算に計上し、議決された国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和８年３月31日付交付決定の内示があり、令和７年度の予算措置が必要となったことで、関係経費を令和７年度予算に計上するとともに、令和８年度当初予算を減額するものとの説明がありました。

観光課関係では、由布市との間で締結した、「世界一の保養・大温泉郷協定」に基づき設置した別府・由布観光連携協議会への負担金として、温泉課関係では、給湯施設等を整備するに当たり、最適な給湯ルートや中継タンク等の必要設備の設置箇所等の基本計画に係る具体的な調査を実施するための経費として、産業政策課関係では、温泉効果のエビデンスを活用した産業の創出に取り組む市内中小企業者に交付する補助金として、それぞれ計上しているとの説明がありました。

以上、２件のその他議案については、いずれの議案も当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（小野正明）　以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、これより順次採決を行います。

初めに、議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）から議第53号指定管理者の指定についてまで、以上16件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上16件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上16件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第54号市長専決処分についてから議第58号市長専決処分についてまで、以上５件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。

以上５件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上５件については、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第２により、議第59号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第60号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、以上２件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘）　御説明いたします。

ただいま上程されました議第59号及び議第60号は、本市教育委員会委員に山本隆正氏及び松浦倫氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第59号及び議第60号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し、同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し、同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第３により、議第61号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘）　御説明いたします。

ただいま上程されました議第61号は、本市監査委員に藤野博氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第61号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し、同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し、同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第４により、議第62号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第63号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上２件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘）　御説明いたします。

ただいま上程されました議第62号及び議第63号は、本市固定資産評価審査委員会委員に甲斐文明氏及び加藤陽三氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
　議第62号及び議第63号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上２件については、原案に対し、同意を与えることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、２件については原案に対し、同意を与えることに決定いたしました。
　次に、日程第５により、議第64号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第70号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上７件を一括上程議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。
（市長・長野恭紘登壇）
○市長（長野恭紘）　御説明いたします。
　ただいま上程されました議第64号から議第70号までの７議案は、本市農業委員会の委員に久保賢一氏、齊藤孝一氏、彌田和好氏、久恒美千代氏、小畑義宏氏、星野賢一氏、及び後藤浩昭氏を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。
　何とぞ、よろしくお願いいたします。
○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
　議第64号から議第70号までの別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて、以上７件は、原案に対し、同意を与えることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上７件については原案に対し、同意を与えることに決定いたしました。
　次に、日程第６により、報告第３号令和７年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから報告第11号市長専決処分についてまで、以上９件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。
（副市長・阿部万寿夫登壇）
○副市長（阿部万寿夫）　御報告いたします。

報告第３号は、令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、（第４号）、（第５号）、（第７号）及び（第８号）において、繰越明許費として計上いたしました燃料価格高騰対策事業ほか52事業について、繰越額が確定し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により議会に報告するものです。

報告第４号は、体育施設整備事業について、市営市民球場に設置する設備の動作に不具合が生じ、年度内に事業の完了が困難となったため、地方自治法施行令第150条第３項の規定により、令和７年度別府市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

報告第５号は、令和７年度別府市水道事業会計予算繰越計算書、報告第６号は、令和７年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書、報告第７号は、令和７年度別府市競輪事業会計予算繰越計算書の提出です。

これらの報告は、地方公営企業法第26条第１項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について予算を令和８年度に繰り越しましたので、同条第３項の規定により議会に報告するものです。

報告第８号、報告第９号及び報告第10号は、地方自治法第243条の３、第２項の規定により､本市が出資しています法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第８号は、一般財団法人別府市綜合振興センターの令和７年度事業収支報告書及び令和８年度事業収支計画書の提出です。

令和７年度は独自事業の温泉給湯や指定管理者事業など４事業を実施いたしました。事業の減少や物価上昇等により、当期純利益は前年度比100％減となりました。令和８年度は、独自事業、指定管理者事業など計４事業を実施する計画となっています。

報告第９号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和７年度事業報告書及び令和８年度事業計画書の提出です。

令和７年度は、福利厚生の向上に寄与する情報発信に努め、生活に直結する物品の廉価でのあっせんや会員の健康維持増進策を実施いたしました。また、３月末日の会員数は前年度より121名減少し、3,993名となりました。

令和８年度は、勤労者等の福祉の向上を図り、企業の振興、地域社会の活性化に寄与するため、既存の生活安定事業、余暇活動事業、健康増進事業など、様々な側面から会員に対しサービスを提供し、会員の満足度を高める企画に取り組む計画となっています。

報告第10号は、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームＢ－ｂｉｚ　ＬＩＮＫの令和７年度決算報告書及び令和８年度事業計画の提出です。

令和７年度は、当期純利益は2,199万円となりました。令和８年度は、起業創業支援事業や誘客推進事業等を継続しつつ、中小企業支援事業などの新たな事業に取り組む計画となっています。

報告第11号は、公用車による事故ほか４件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものです。

以上９件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（小野正明）　以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第７により、議員提出議案第２号すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書から､議員提出議案第４号義務教育費国庫負担制度堅持･

教育予算拡充を求める意見書まで、以上３件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第２号すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○20番（市原隆生）　議員提出議案第２号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年､家族等の介護や世話を無償で行うケアラーの負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務づけられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針2025において、年代や就労の有無を問わず、ケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護･障がい･子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

１　ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援を、支援の基本理念を明確にすること。

２　ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。

３　地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

４　ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月23日　　大分県別府市議会

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策担当）　殿

何とぞ、各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第２号すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求め

る意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第３号2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○17番（加藤信康）　議員提出議案第３号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書

国内経済は名目賃金が上昇しているものの、原材料やガソリン価格の高騰、円安、異常気象による食料品価格の上昇など、物価高は依然として継続している。物価を加味した実質賃金はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる持続的な賃上げが必要である。

2025年度改定の結果、全国加重平均1,121円、前年度1,055円となり、全都道府県で1,000円を超えたが、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準にはなお引上げが必要である。最低賃金の地域間格差が都市部への労働力流出の一因になっているとも言われており、大分県における労働力確保の観点からも、総合指数に見合った水準とすることが重要である。

一方で、最低賃金の引上げは、地域経済を支える中小企業・小規模事業者にとって非常に大きな負担となっている。賃上げに対応できず、従業員削減や廃業に追い込まれる事業者が増えれば、地域の雇用基盤そのものが揺らぎ、労働者の働く場が失われるおそれがある。

現行の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」は申請条件が厳しく、最も支援が必要な事業者ほど利用しづらいという課題がある。最低賃金制度と物価上昇に負けない賃上げを持続可能なものとするためには、①申請手続の大幅な簡素化、②設備投資要件などの撤廃・緩和、③実効性の高い直接的な支援の拡充、などが不可欠である。

よって、国におかれては、大分県最低賃金のあるべき姿への引上げと、中小企業・小規模事業者支援のさらなる拡充のため、以下の施策を講じるよう強く求める。

記

１　経済の好循環に向けては、「人への投資」が不可欠であることから、継続的な最低賃金の引上げにより、経済の自律的成長を実現すること。

２　設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。

３　最低賃金を引き上げる環境を整備するため、中小企業･小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と、実効ある対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月23日　　大分県別府市議会

大分労働局長　　殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第３号2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第４号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○14番（三重忠昭）　議員提出議案第４号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助、奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

今、学校現場では、授業時数や指導内容も増加しています。また、不登校やいじめ、ヤングケアラーといった課題をはじめ、障がいや日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちも増え、学校現場に求められるニーズも複雑多様化しています。あわせて、教職員の超勤・多忙化も大きな問題となっており、そのことが教職員のなり手不足にもつながっています。

これらの問題課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の業務改善並びに定数改善も必要です。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、教育条件格差があってはなりません。

しかし、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。そのことも踏まえて、以下のことを求めます。

記

１　子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、教育予算の拡充を図ること。

２　きめ細かい教育の実現に向けて、教職員の業務改善と学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月23日　　大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣　　殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（小野正明）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第４号義務教育費国庫負担制度堅持・予算、教育予算拡充を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

最後に、日程第８により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員からの申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、令和８年度第２回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、以上で令和８年第２回市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 00 分　閉会